

2020 年度事業計画書

自 2020 年 4 月 1 日

至 2021 年 3 月 31 日

一般社団法人 東京都警備業協会

目次

はじめに.....	1
第1 啓発普及活動事業.....	1
1 広報・啓発活動.....	1
2 犯罪抑止活動等補助.....	2
第2 育成事業.....	2
1 警備員教育事業（現任教育）.....	2
2 職業訓練認定校事業（新任教育）.....	3
3 公安委員会講習事業.....	3
4 特別講習事業.....	3
第3 調査研究指導事業.....	4
1 警備業に係る調査研究事業.....	4
2 少子高齢化社会を見据えた調査研究.....	4
3 働き方改革に向けての調査研究指導.....	4
4 警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画の周知と要請.....	5
第4 災害対策支援事業.....	5
1 災害への備え.....	5
2 各種訓練の実施.....	5
第5 セミナー等事業.....	5
1 教育委員会関係.....	6
2 業務適正化委員会関係.....	6
3 施設警備業務部会関係.....	6
4 交通警備業務部会関係.....	6
5 機械・輸送警備業務部会関係.....	7
6 女性部会関係.....	7
7 青年部会関係.....	7
8 各地区の研修会等.....	7
9 各種テロ対策研修等.....	8
10 暴力団等反社会的勢力の排除活動.....	8
第6 表彰等事業.....	8
1 優良警備員等表彰式.....	8
2 各種功労者等表彰.....	8
3 その他の表彰.....	9
第7 その他の事業.....	9
1 総会・理事会等.....	9
2 人材確保対策の推進.....	10
3 「警備の日」記念行事.....	10
4 書籍等販売事業.....	10

はじめに

本年は、東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会（以下「東京 2020 大会」という。）が開催され、警備業に携わる我々にとって大きな節目の年となる。オリンピック競技は 7 月 24 日から 8 月 9 日の間、パラリンピック競技は 8 月 25 日から 9 月 6 日の間、それぞれ開催される。1964 年に開催された前回の東京オリンピック大会は、産声を上げたばかりの警備業界が発展するきっかけとなった。その後、生活安全産業として社会の信頼を得て大きく発展した警備業界であるが、今回の東京 2020 大会を契機として更なる発展が期待されるとともに、日本の警備業界の力を世界に発信できる最大のチャンスであり、業界のブランド力向上にも直結することとなる。

したがって、会員各社はもとより警備員の一人ひとりが警備技術や能力を高めるとともに、安全を守り抜くという強い精神力を養い、東京 2020 大会を成功に導くことが強く求められている。

このような中で、警備員不足は大変に深刻な問題であり、警備業務の現場にも影響が出ていることに加え、働き方改革関連法施行に伴って有給休暇の付与や長時間労働の制限など、業界にとっては厳しい風が吹き付ける多事多端な年でもある。

このような現状を踏まえ、これまで推進してきた人材力支援事業で得た採用定着のノウハウや有益情報を周知して人材確保に資するほか、「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を浸透させるとともに、働き方改革ワーキンググループの検討結果の活用を図ることなどにより、警備業務の料金適正化と警備員の処遇改善や働き方改革への取組みを推進していくこととする。

なお、本年の事業計画は、東京 2020 大会の開催により大会関係警備が最優先事項となることから、大会の事前準備を含めた期間における協会事業を抑制することを前提として策定していることを付言する。

第 1 啓発普及活動事業

（定款第 4 条第 1 号「犯罪等の防止に関する啓発普及事業」）

1 広報・啓発活動

(1) 機関誌「とうけいきょう」の発行

東警協の各種事業を掲載するほか、警備業界を取り巻く情勢、各行政機関等からの情報を収集し、会員にとって有益な情報を搭載して活用し資するほか、関係機関、団体等にも配布して社会に貢献する警備業を広報する。

(2) 東警協ウェブサイト

協会のホームページには、東警協の活動紹介をはじめ、警視庁、東京消防庁、東京労働局など関係機関から寄せられる情報、関係法令や規則等の施行・改正に関する情報や資格取得講習、セミナー等の開催情報をタイムリーに公開するほか、PDF版の機関誌「とうけいきょう」を掲載して会員に対する閲覧機会の提供に努める。

2 犯罪抑止活動等補助

(1) 特殊詐欺被害防止への協力

特殊詐欺被害が依然として多発していることから、平成30年6月1日に警視庁との間で締結した「特殊詐欺被害防止協定」に基づき、車両用ステッカーや携帯用シールを活用した声掛け活動を継続推進するとともに、被害防止キャンペーンを企画するなど、警視庁と連携して特殊詐欺の撲滅を目指す。

(2) 東京都安全・安心まちづくり協議会への参加

東京都では「東京都安全安心まちづくり条例」を制定して犯罪だけでなく交通事故による被害防止も加えた安全安心の確保を図り、「誰もが安全安心を実感できる社会の実現」に向けた取組みを推進していることから、当協会もこれに参加し、犯罪や交通事故の防止に配慮した環境整備に取り組む。

(3) 東京万引き防止官民合同会議への参加

刑法犯認知件数の約1割を占める万引き被害を防止するため、警視庁と東京都並びに民間業界団体等により組織される「東京万引き防止官民合同会議」に参加して、万引き被害の未然防止についての調査研究などに警備業界として積極的に協力する。

(4) 各種被害防止のためのグッズ等の製作・配布

警視庁等関係機関からの要請に基づき、特殊詐欺の被害防止、子供の犯罪被害や少年非行等の未然防止、サイバーセキュリティ対策推進のため、当協会名入りのグッズ等を製作し、警視庁各警察署の防犯協会等を通じて、各種運動等で配布できるよう啓発普及に協力する。

第2 育成事業

(定款第4条第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第4号「法令等の規定に基づく講習等の受託事業」)

1 警備員教育事業（現任教育）

現に警備業務に従事している警備員に対し、警備業者からの委託により実施する教育（1日、6時間）

1号の業務別教育	18回	定員	各回120名
2号の業務別教育	4回	定員	各回120名
1号から4号の基本教育	12回	定員	各回120名

※ 上半期の受講状況により、下半期の開講回数、定員を調整する。

2 職業訓練認定校事業（新任教育）

職業能力開発促進法に基づき、東京都から職業訓練の短期課程セキュリティ科を行う職業訓練認定校の指定を受け、新たに警備業務に従事させようとする警備員に対し、警備業者からの委託により実施する教育

3日間、20時間の教育を実施	13回	定員	各回120名
----------------	-----	----	--------

3 公安委員会講習事業

(1) 警備員指導教育責任者講習

1号警備業務	新規4回	定員	各回150名
	追加1回	定員	140名
2号警備業務	新規2回	定員	各回150名
	追加1回	定員	70名
3号警備業務	1回	定員	60名
			(新規50名 追加10名)
4号警備業務	1回	定員	60名
			(新規10名 追加50名)
計	10回	定員	1,230名

(2) 機械警備業務管理者講習

	3回	定員	各40名
計	3回	定員	120名

(3) 現任指導教育責任者講習（定期講習）

1号警備業務	3回	定員	各回220名
2号警備業務	2回	定員	各回250名
3号警備業務	1回	定員	90名
4号警備業務	1回	定員	90名
計	7回	定員	1,340名

4 特別講習事業

(1) 特別講習

施設警備業務	1級	3回	定員	各回100名
	2級	8回	定員	各回100名

交通誘導警備業務	2級	13回	定員	各回100名
雑踏警備業務	1級	2回	定員	各回100名
	2級	5回	定員	各回100名
貴重品運搬警備業務	1級	1回	定員	各回100名
	2級	3回	定員	各回100名
		計 35回	定員	3,500名

(2) 予備講習

特別講習受講対象者の事前講習として実施する講習
(現任教育を兼ねる)

35回 定員 各回100名

(3) 0からの挑戦塾

令和2年度については、試行として現任教育の中で検定取得講習の内容を盛り込むこととする。

- ・ 現任教育の業務別教育において2時間の実技対策
- ・ 現任教育の基本教育において2時間の学科対策

第3 調査研究指導事業

(定款第4条第2号「犯罪等に強い社会の構築に必要な調査研究に関する事業」)

1 警備業に係る調査研究事業

警備業に係る各種実態把握調査をはじめ、警備業を活用した「犯罪等に強い社会を構築」していくために必要とされる情報を幅広く収集する。

2 少子高齢化社会を見据えた調査研究

国内の少子高齢化が進展し、今後の人手不足は更に深刻な状況になることが避けられない。これに対応する高度な機械化、AIやIoTを駆使した社会の実現が予想される中、将来の警備業界の発展につながる諸対策について調査研究を行う。

3 働き方改革に向けての調査研究指導

喫緊の課題である「働き方改革」に対応するべく、これまでに協会で開催した活動の成果物である「人材確保のための働き方改革ワーキンググループ報告書」などを協会の会員専用ホームページに掲載し、周知を図る。

4 警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画の周知と要請

令和元年6月全警協が改訂した、自主行動計画を会員に周知するために、当協会の会員専用ホームページに掲載するほか、関係機関に対する要請活動を継続する。

第4 災害対策支援事業

(定款第4条第6号「災害時支援体制の確立に関する事業」)

1 災害への備え

東日本大震災や近年の豪雨災害の教訓を踏まえ、近い将来に発生すると予測される大規模災害に備えるため各種訓練等を充実強化する。

2 各種訓練の実施

(1) 登録警備員参集訓練

警視庁との災害時支援協定に基づく活動要領を踏まえ、参集した登録警備員に対して警視庁の指導により、支援協定による要請を受けた諸活動の完遂を期して、4月27日に警視庁交通安全教育センターにおいて各種訓練を実施する。

(2) 東京都・北区合同総合防災訓練

11月22日に東京地方に首都直下地震が発生したと想定して実施する東京都と北区の合同総合防災訓練に東警協部隊として参加し、自治体、防災機関との連携強化と自助共助の地域防災力向上を図る。

(3) 電話連絡網招集伝達訓練

災害時支援協定に基づき、電話連絡網を整備して災害時の招集伝達訓練を行うことにより、有事即応体制を確立することを目的として実施する。

なお、電子メール併用や招集警備員名簿の作成など、より実践的訓練も合わせて行う。

(4) 地区、地域及び所轄警察署ごとの研修会及び訓練

各地区単位で災害対策委員会加盟社により開催する研修会のほか、警視庁が実施する災害対策訓練や所轄警察署で行われる主要交差点における交通誘導警備訓練等の各種訓練に参加する。

第5 セミナー等事業

(定款第4条第3号「警備業務の専門的知識、能力を持った人材の育成に関する事業」、第5号「警備業務の適正な運営の確保を図る事業」、第7号「警備業務の環境向上に関する事業」)

1 教育委員会関係

(1) 教育幹部研修会

経営者の意識改革、教育幹部等の資質及び指導力の向上を図るための研修会を12月2日に実施する。

2 業務適正化委員会関係

(1) 熱中症対策

オリンピック等警備対策委員会から諮問を受けた警備員の熱中症対策について、賛助会員による用品等の展示会を開催するとともに、業務適正化委員会で策定した「熱中症撲滅宣言」を活用して発注者の協力を求めることなど、対策の周知を図る。

(2) 業務適正化推進大会 ～ リスクセミナー2021 ～

労働災害防止の論文、ポスター、標語の優秀作品に対する表彰と、労働災害の防止、適正な労務管理、働き方改革等の研修会を令和3年2月24日に東食健保会館で実施する。

3 施設警備業務部会関係

(1) 上級救命講習

上野消防署の協力により実施する講習で、東京消防庁が発行する上級救命技能認定証（有効期間3年）の取得を目的として年度内3回実施する。

(2) 施設業務適正化研修会

施設警備業務を営む経営者や管理者等を主な対象に、適正な労務管理を推進するための研修会を5月15日に開催する。

(3) 施設教育担当者研修会

施設警備1級及び2級検定合格に向け、指導教育責任者、教育担当者等の指導力の向上と送り出し教育を強化するための研修会を11月27日に開催する。

(4) 施設警備業務報告会・研修会

施設警備業務の年間報告と適正業務の推進及び資質等向上のための研修会を令和3年2月5日に開催する。

4 交通警備業務部会関係

(1) 関係機関との意見交換会

交通誘導警備の現場における事故防止を含む適正業務の推進のため、警視庁との意見交換会を4月28日に開催する。

また、警備業界が抱える諸問題の解決のため、全警協等関係機関との意見交換会を10月13日に開催する。

(2) 交通経営者研修会

交通誘導警備業務の経営者を対象に、意識改革を図るための研修会を、外部講師を招聘して、6月10日に開催する。

(3) 交通警備業務報告会・研修会

交通誘導警備業務の年間報告と次年度の活動計画等の報告及び適正業務の推進並びに資質等向上のための研修会を併せて行うもので、令和3年3月16日に開催する。

5 機械・輸送警備業務部会関係

(1) 下期研修会

機械・輸送警備業務を営む各社の管理者を主な対象に、意識改革及び適正な警備業務を推進するための研修会を11月18日に開催する。

(2) 機械・輸送警備業務報告会・研修会

機械・輸送警備業務の年間報告と適正業務の推進及び資質向上のための研修会を併せて行うもので、令和3年2月19日に開催する。

6 女性部会関係

(1) 女性警備員研修会

女性警備員を対象として、女性活躍推進を目的に警備技術の向上や人格形成に資する研修会を11月10日に開催する。

(2) 全警協との意見交換会

女性警備員に係る諸問題の解決のため、全警協と女性部会との意見交換会を4月14日に開催する。

7 青年部会関係

少子高齢化社会における警備員不足への対応、他業種の労働集約型産業の調査研究、警備業の社会的地位の向上等についての取組みを主な任務とするほか、10月上旬に開催予定の「特殊詐欺被害防止」と「警備の日」記念行事を兼ねたイベントを主導する。

8 各地区の研修会等

中央、千代田、城南、南西、新宿、北西、北東、多摩の各地区において、年間業務報告会や適正業務の推進、警備員の資質の向上等に資する研修会を開催する。

9 各種テロ対策研修等

各国で発生している国際テロを見据えて、警視庁が実施するテロ対策パートナーシップ連絡会議に参加するとともに、各種警備訓練の視察や協会で実施する各種研修会で、テロ対策を盛り込むなど、警備業界全体の関心を高め、東京 2020 大会の安全な開催に向けた環境作りを推進する。

10 暴力団等反社会的勢力の排除活動

(1) 不当要求防止責任者講習

警備業務から暴力団等反社会的勢力を排除するため、(公財)暴力団追放運動推進都民センターが行う「不当要求防止責任者講習」を本年は 11 月 26 日に開催し、暴力団等反社会的勢力を排除する活動(暴排活動)を支援する。

(2) 暴力団追放都民大会への参加

東京都暴力団排除条例に基づき、都民の安全で平穏な生活を確保し、事業活動の健全な発展に寄与することを目的とした暴力団追放都民大会へ参加する。

(3) 東警協暴力団等反社会的勢力排除・対策協議会

2 月に開催する定例理事会を対策協議会と位置付け、年度内の活動結果と活動予定を報告するほか、暴力団情勢の把握と対策を協議する。

第 6 表彰等事業

(定款第 4 条第 8 号「警備員及び警備業務に関し功労のあった者に対する表彰事業」)

1 優良警備員等表彰式

会員各社から表彰基準に該当する警備員の推薦を受けて表彰する。これまで当協会創立記念事業の一環として、創立記念日(10 月 28 日)前後に実施しており、本年度は 10 月 28 日に銀座ブロッサムにおいて挙げる。

2 各種功労者等表彰

多年にわたり警備業の健全な発展に尽力し顕著な功労のあった者、警備員の教育に関する事業に従事し、または警備業の発展のために実効ある発明、考案若しくは研究をし、警備業の発展に顕著な功労のあった者に対する表彰で、5 月 29 日の定時総会に合わせて実施する。

3 その他の表彰

(一社)全国警備業協会が募集する労働災害防止に関する論文、ポスター、標語の優秀作品について、業務適正化推進大会(リスクセミナー)の席上で表彰を行うほか、会長が特に必要があると認めた者に対して表彰を行う。

第7 その他の事業

(定款上の事業～定款第4条第9号「その他協会の目的を達成するために必要な事業」)

1 総会・理事会等

(1) 総会

令和元年度の事業報告と決算報告をはじめ、理事・監事等の選任などについて承認を受けるため、5月29日に定時総会を開催予定であり、警備業功労者等の表彰式を併せて実施する。

(2) 理事会

令和2年度の理事会は、4月21日、7月10日、9月24日、12月15日及び令和3年2月18日にそれぞれ開催する。

(3) オリンピック等警備対策委員会

東京2020大会の安全な開催を見据え、警備員の人材確保とスキルアップ対策、熱中症予防対策をはじめ、必要な警備技術等について調査研究を行い、東京都警備業協会としてとるべき対応などについて検討する。

当面、東京2020大会に向けた諸対策のうち、人材確保対策を総務委員会に、警備員のスキルアップ対策を教育委員会に、熱中症対策を業務適正化委員会にそれぞれ諮問して対策を検討するとともに、各種施策を推進する。

(4) オリンピック等連絡会

東京2020大会の開催を控え、警視庁(生活安全総務課、オリンピック総合対策本部)、オリンピック組織委員会、神奈川県警備業協会、埼玉県警備業協会、千葉県警備業協会及びJV事務局のほか、オブザーバー、アドバイザー等に出席要請をして、オリンピック等警備対策委員会の開催前に情報交換や連絡調整などを行う。

(5) 創立50周年記念事業準備委員会

令和3年10月28日に協会創立50周年を迎えることから、平成30年12月に設置した創立50周年記念事業準備委員会において、開催場所やイベント内容の検討と記念誌の発行に必要な検討を進める。

(6) 新年互礼会

諸官庁並びに会員相互の交歓の場として、令和3年1月19日にグランド

アーク半蔵門で開催する。

2 人材確保対策の推進

(1) 東京しごと財団と協働した就職支援講習

働く意欲のある高齢者を生かした就業モデルの開拓と拡大に取り組むために活動している（公財）東京しごと財団との協働事業として、55歳以上の就職支援講習「警備スタッフ」コースを5月14日から5月28日と、12月17日から12月23日までの2回の講習を共同実施する。

(2) イメージキャラクター等の活用

東警協のイメージキャラクター「とけきょん」や女性警備員の愛称である「警備なでしこ」を活用し、関連グッズやチラシ等を製作して、ハローワーク等で配布するほか、「警備の日」記念行事をはじめとした各種イベント等で人材確保に向けた広報に活用する。

(3) イベントにおけるブースの設置

東京都合同防災訓練等の大規模イベントが実施される際、東警協ブースを設置し、「とけきょん」や「警備なでしこ」などのグッズ等を活用して警備業のPRを行い、人材確保対策の一助とする。

(4) 関係機関との連携

（公財）東京しごと財団のほか、東京労働局職業安定課（ハローワークを含む）、などと連携して、警備業界の人材確保対策を推進する。

3 「警備の日」記念行事

「警備の日」（11月1日）に合わせて開催を予定している記念行事については、人材確保を主目的に警備業を一般に知ってもらう機会として実施しているが、本年は、東京2020大会開催に伴い、10月上旬に、「特殊詐欺被害防止キャンペーン」と「警備の日」記念行事を兼ねたイベントを実施する。

4 書籍等販売事業

警備業務に関する教本等の書籍類をはじめ、検定受験のためのDVD、申請書類、検定バッジ、協会オリジナルの警備員手帳、「とけきょん」ぬいぐるみ、IDカードホルダーなどの販売を行う。